

## 大洲市自家用電気自動車導入費補助金要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自家用電気自動車（以下「電気自動車」という。）の導入促進を支援することにより、地球温暖化対策の推進及び災害レジリエンスの向上を図るため、電気自動車を導入した者に対して、予算の範囲内において大洲市自家用電気自動車導入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用電気自動車 自家用の電気自動車（BEV）をいう。
- (2) 電気自動車（BEV） 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条2項に規定する自動車をいう。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

### (交付の対象および条件)

第3条 補助金の対象となる電気自動車は当該補助金の申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象の電気自動車であること。
- (2) 四輪の自家用電気自動車で使用の本拠の位置を大洲市内に設定して初度登録若しくは初度検査したものであること。ただし、リース契約車及び中古車は対象外とする。

### (補助対象者)

第4条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（法人は除く。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 申請時において、市の住民基本台帳に記載されている個人である者
- (2) 世帯員全員が市税を滞納していないもの
- (3) 電気自動車の購入者であり、申請車両の自動車検査証、標識交付証明書又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の所有者又は使用者であること。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円（定額）とする。

- 2 補助金は、一申請者に対して、1回限りの交付とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象の電気自動車の導入が完了した日から1年以内に補助金交付申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の本体価格が分かる書類の写し
- (2) 車検証及び自動車検査証記録事項の写し
- (3) 車両写真（車両全体及び、ナンバープレートが確認できるカラー写真）
- (4) 申請者の住民票（発行後3ヶ月以内のものに限る）
- (5) 申請者を含む世帯全員の市税納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の決定及び通知)

第7条 市長は第6条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金交付額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請書に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者は、市長に補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は前項の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった車両を法定対応年数以内に処分又は売却しようとするときは、あらかじめ市長に処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前条の承認を受けないで車両を処分又は売却した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めたとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(定期報告)

第12条 市長は、補助金を交付した者に対し、補助対象車両の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に初度登録若しくは初度検査を行った車両について適用する。